二　法第百十二条第一項第一号及び第百十二条の二第一項に規定する福祉事業の実施に関する事務

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の二第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務

第十一条の七の二に次の一号を加える。

八　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百六十五条の四の二の規定による通知の経由に係る事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業

第十一条の十一中「支給期月」を「支払期月」に改める。

別表第一号表第一号表の二資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）貸方の項中「退職等年金給付積立金」を「退職等年金給付積立金」に改める。

附則別表第二利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）借方の項中「財政調整拠出金」を「拠出金」に改め、同表利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）貸方の項中「財政調整拠出金交入金」を「拠出金交入金」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同項第一号中「百分の二十一・三」を「百分の二十二・六」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の六十三・七」を「百分の四十一・〇」に改め、同条第二項中「を平成二十七年四月一日」を「を平成二十八年四月一日」に改め、同項第一号及び第二号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同条第三項の表中「平成二十七年五月」を「平成二十八年五月」に、「平成二十七年八月」を「平成二十八年八月」に、「平成二十七年十一月」を「平成二十八年十一月」に、「平成二十八年二月」を「平成二十九年二月」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済組合法施行規則第十一条の七の二に一号を加える改正規定は、平成二十八年八月一日から施行する。

2　この省令の施行の日前に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第四十条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十八条第三項の規定により傷病手当金の支給を始めた場合又は同法第六十九条第二項の規定により出産手当金の支給を始めた場合において、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百八十号）附則第七条第一項の規定の適用を受ける者については、第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第二条の五第一項（第二条の五の四において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第七条第一項中「改正後地共済法第六十八条第二項ただし書」とあるのは「改正後地共済法第六十八条第二項本文中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「組合員（任意継続組合員を除く。）の資格を喪失した日の前日」と、「組合員が現に属する」とあるのは「組合員であつた者（任意継続組合員を除く。）が同日において属していた」と、同項ただし書」と、「組合員が現に属する」とあるのは「組合員（任意継続組合員を除く。）が同日において属していた」と、「同項第一号中」とあるのは「同項第一号中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「組合員（任意継続組合員を除く。）の資格を喪失した日の前日」と、」とする。

3　地方公務員共済組合連合会は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十一条の七の二第八号に規定する事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

○総務省令第一号
財務省令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、平成二十八年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額は、公庫債権金利変動準備金二千億円とする。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○総務省令第二号
財務省令第二号

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）の施行に伴い、並びに地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十四条第二項の規定に基づき、地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令（平成十八年総務省財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「に規定する協議における」を「の規定による協議を受けて」に、「に規定する届出」を「の規定による届出」に、「に規定する報告」を「の規定による報告」に、「同令第九条各号に規定する」を「同令第十八条の二で定める」に改める。

附則第二項中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第三項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度から平成三十七年度までの間」に、「附則第三条第四項」を「附則第五条第四項」に、「附則第三条第三項」を「附則第五条第三項」に、「附則第三十三条の五の七第二項」を「附則第三十三条の八第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行し、平成二十八年度の地方債から適用する。